

秋田県条例第十四号

秋田県子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例

秋田県子ども・子育て支援条例（平成十八年秋田県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。
第二十条中「第四項」を「第五項」に改める。

附 則

この条例は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十二号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。